

議案第 21 号

大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について

大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額（以下「利用者負担額」という。）等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

### (利用者負担額)

第3条 利用者負担額は、支給認定子どもの年齢及び保育必要量並びに支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情（以下「支給認定子どもの年齢等」という。）を勘案して規則で定める。

### (利用者負担額の減免等)

第4条 市長は、別に定めるところにより、利用者負担額を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

### (委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### (私立保育所に係る利用者負担額の経過措置)

2 法附則第6条第4項に規定する市が定める額は、同項に規定する場合における家計に与える影響を考慮して同項に規定する保育認定子ども（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）の年齢、保育必要量等に応じて規則で定める。

### (私立幼稚園に係る利用者負担額の経過措置)

3 法附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)、同号ロ(1)、同項第3号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する政令で定める額を限度として市が定める額は、支給認定子どもの年齢等を勘案して規則で定める。